

年度	令和5年度
施設名	ふじみ野市・三芳町環境センター
所在地	ふじみ野市駒林1117

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイに関する資料

炉名	処分した 廃棄物の種類	単位	令和5年									令和6年			合計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1号炉	可燃性一般廃棄物	t	357.83	1,829.83	1,322.90	1,815.68	1,794.49	1,761.56	2,139.52	1,435.37	0.00	1,302.43	1,720.59	1,859.47	17,339.67
2号炉	可燃性一般廃棄物	t	2,013.60	1,370.22	285.20	1,836.48	1,809.60	1,687.53	0.00	1,517.45	2,123.02	1,891.70	1,414.22	1,233.44	17,182.46
合計			2,371.43	3,200.05	1,608.10	3,652.16	3,604.09	3,449.09	2,139.52	2,952.82	2,123.02	3,194.13	3,134.81	3,092.91	34,522.13

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロに関する資料

測定項目	測定位置	測定結果の得られた日
燃焼室中の燃焼ガス温度	各炉燃焼室	連続測定（日平均の月平均値） のため翌月の1日
集じん器に流入する燃焼ガス温度	各炉ろ過式集じん器入口	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	各炉煙突内	

【1号炉：燃焼ガス温度等】

測定項目	単位	令和5年									令和6年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	892	910	924	909	893	890	924	895	27	896	909	916	800℃以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度	℃	163	162	168	162	162	162	169	167	41	168	170	169	200℃以下
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm	6	7	6	3	5	6	6	6	0	3	4	2	30ppm (4h) 以下
		6	8	6	3	5	6	6	6	0	4	4	2	100ppm (1h) 以下

【2号炉：燃焼ガス温度等】

測定項目	単位	令和5年									令和6年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃	943	907	892	901	892	895	36	897	926	915	906	899	800℃以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度	℃	169	165	166	164	165	164	35	172	177	173	171	169	200℃以下
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm	8	7	7	5	4	5	0	6	7	4	6	3	30ppm (4h) 以下
		8	7	7	5	4	5	0	6	7	4	6	3	100ppm (1h) 以下

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハに関する資料

設備名	堆積したばいじんの除去をおこなった時期
冷却設備	各炉スタートフロアにより、毎日除去
排ガス処理設備	各炉ろ過式集じん器の差圧による自動逆洗を常時実施

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二に関する資料

【1号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測定項目	単位	令和5年										令和6年			自主規制値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	0.00019			0.00008				0.000006			0.00024			0.01以下
排ガス採取日		4/27			7/24				11/14			1/15			
結果が得られた日		5/26			8/28				12/14			2/14			
測定位置		1号炉煙突内													

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【2号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測定項目	単位	令和5年										令和6年			自主規制値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	0.000011			0.00001				0.00013			0.00000007			0.01以下
排ガス採取日		4/28			7/25				11/15			1/16			
結果が得られた日		5/26			8/28				12/14			2/14			
測定位置		2号炉煙突内													

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のダイオキシン類の測定は年1回以上。

【1号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

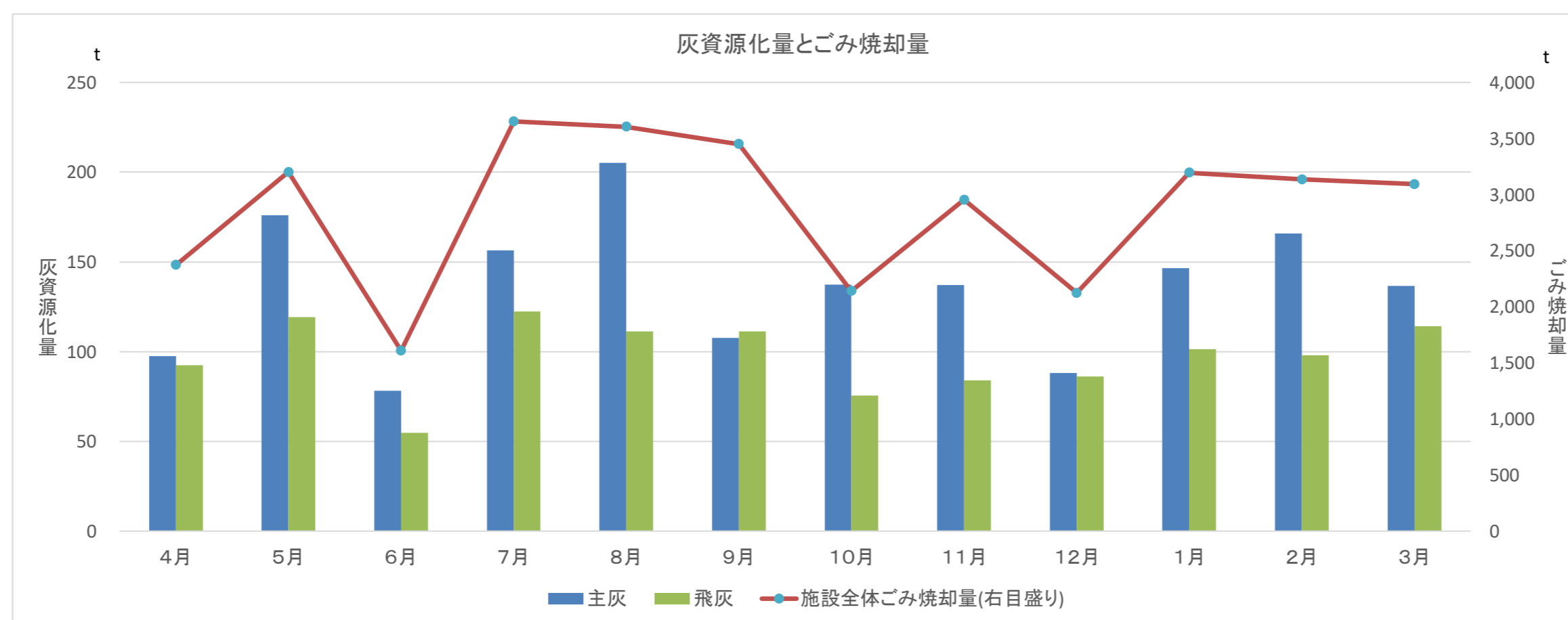
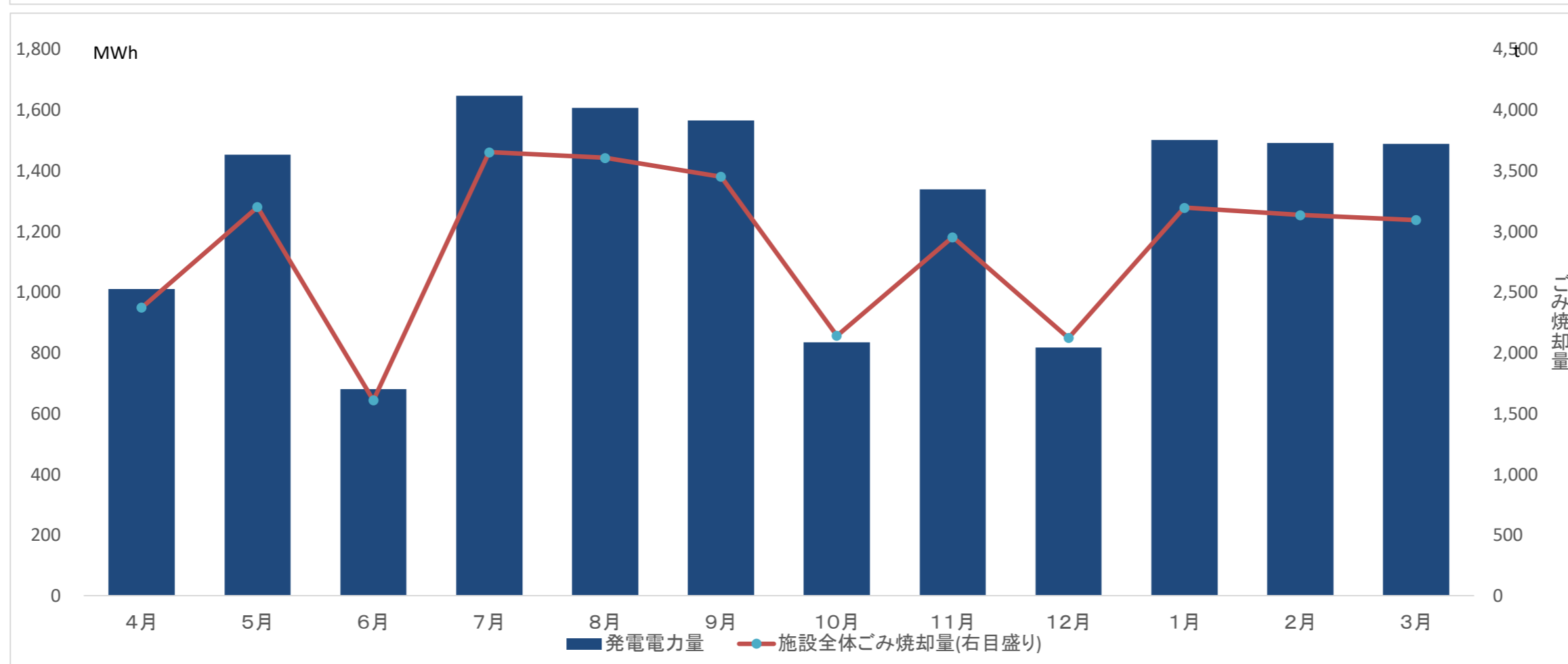
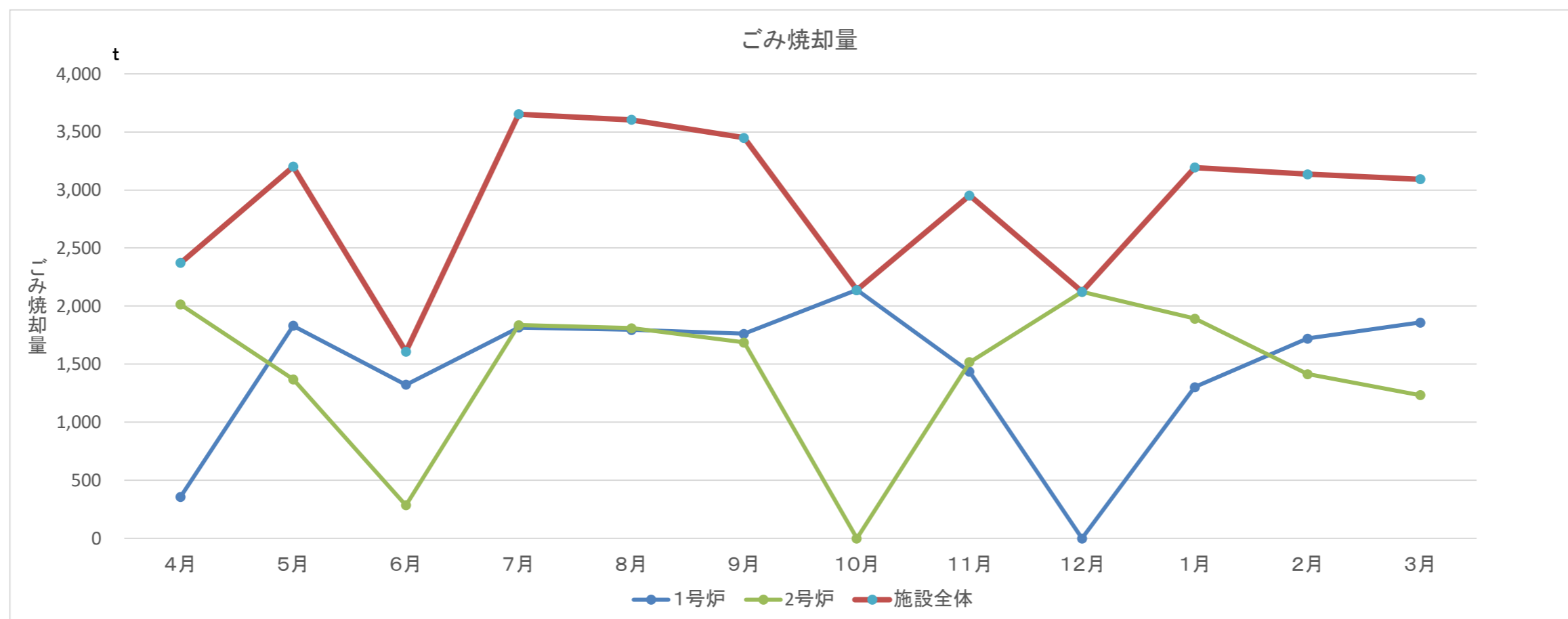
測定項目	単位	令和5年										令和6年			自主規制値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
窒素酸化物	ppm	36			21				30			27			50以下
硫黄酸化物	ppm	7			6.7				6.6			2.5			20以下
塩化水素	ppm	3.1			11.0				15			5.8			20以下
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.001未満			0.001未満				0.001未満			0.001未満			0.01以下
排ガス採取日		4/27			7/24				11/14			1/15			
結果が得られた日		5/31			8/31				12/18			2/22			
測定位置		1号炉煙突内													

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年2回以上。

【2号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測定項目	単位	令和5年										令和6年			自主規制値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
窒素酸化物	ppm	35			32				33			25			50以下
硫黄酸化物	ppm	6.8			2.1				4.2			1.8			20以下
塩化水素	ppm	7.9			10.0				11.0			8.8			20以下
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.001未満			0.001未満				0.001未満			0.001未満			0.01以下
排ガス採取日		4/28			7/25				11/15			1/16			
結果が得られた日		5/31			8/31				12/18			2/22			
測定位置		2号炉煙突内													

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年2回以上。



# この資料の見かた

年度	平成28年度
施設名	ふじみ野市・三芳町環境センター
所在地	ふじみ野市駒林1117

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイに関する資料

炉名	処分した 廃棄物の種類	単位	平成28年												平成29年			合計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1号炉	可燃性一般廃棄物	t										1,435.37	0.00	1,302.43	1,720.59	1,859.47	6,317.86	
2号炉	可燃性一般廃棄物	t										1,517.45	2,123.02	1,891.70	1,414.22	1,233.44	8,179.83	
合計												2,952.82	2,123.02	3,194.13	3,134.81	3,092.91	14,497.69	



燃えているところの温度を示します。

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロに関する資料

測定項目	測定位置
燃焼室中の燃焼ガス温度	各炉燃焼室
集じん器に流入する燃焼ガス温度	各炉ろ過式集じん器入口
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	各炉煙突内

【1号炉：燃焼ガス温度等】

測定項目	単位	平成28年												平成29年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃											895	27				800℃以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度	℃											167	41				200℃以下
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm											6	0				30ppm (4h)以下
													6	0			

バグフィルタ入口の温度を示します。



煙突から出る、一酸化炭素の濃度を示します。



【2号炉：燃焼ガス温度等】

測定項目	単位	平成28年												平成29年			基準値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
燃焼室中の燃焼ガス温度	℃											897	926				800℃以上
集じん器に流入する燃焼ガス温度	℃																200℃以下
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm																30ppm (4h)以下

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハに関する資料

設備名	堆積したばいじんの除去をおこなった時期
冷却設備	各炉スートフロアにより、毎日除去
排ガス処理設備	各炉ろ過式集じん器の差圧による自動逆洗を常時実施

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二に関する資料

【1号炉：排ガス中のダイオキシン類】

測定項目	単位	平成28年										平成29年			自主規制値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
排ガス中のダイオキシン類	ng-TEQ														0.01以下
排ガス採取日															
結果が得られた日															
測定位置															

このページでは、煙突から排気されるガス（排ガス）の中に入っている、ばい煙や有害物質の濃度が、決められた濃度より低く保っているか、監視（測定）した結果を示しています。  
環境センターで決めている濃度は、旧上福岡清掃センターより低くなっています。

濃

淡

項目	単位	法規制値	県規制値 (上乘せ)	上福岡清掃 センター	計画施設 自主規制値
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.08 以下	—	0.01以下	0.01 以下
硫黄酸化物	ppm	1,900以下	—	—	20 以下
塩化水素	ppm	430 以下	123以下	123以下	20 以下
窒素酸化物	ppm	250 以下	250以下 (180以下)	210 以下	50 以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	1 以下	—	0.5以下	0.01 以下
その他	排ガス測定値等、リアルタイムに表示できる装置を計画地の入口付近等に設置する。				

備考) 1. 法規制値：大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法  
2. 県規制値：埼玉県生活環境保全条例等  
3. 県規制値 ( ) の窒素酸化物は、指導基準である。 (ふじみ野市 生活環境影響調査書より抜粋)

【1号炉：排ガス中のばい煙】

測定項目	単位
窒素酸化物	ppm
硫黄酸化物	ppm
塩化水素	ppm
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N
排ガス採取日	
結果が得られた日	
測定位置	

【2号炉：排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度】

測定項目	単位	平成28年										平成29年			自主規制値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
窒素酸化物	ppm								-	分析中	-	-		50以下	
硫黄酸化物	ppm								-	分析中	-	-		20以下	
塩化水素	ppm								-	分析中	-	-		20以下	
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N								-	分析中	-	-		0.01以下	
排ガス採取日									-	12/22	-	-			
結果が得られた日									-	分析中	-	-			
測定位置		2号炉煙突内													

※定量下限値以下はNDと表示。また排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度の測定は年2回以上。

